

平成 29 年度 最低賃金の改定予定

注目トピックス

01 | 平成 29 年度最低賃金の改定予定

毎年 10 月～11 月は最低賃金の改定時期です。ここ数年は 10 円を越す極端な上昇をしており、今年も大幅なアップが予定されています。直前になって対応に追われることのないよう、人件費負担増加を試算するなど準備をしておきましょう。

特集

02 | 社員の健康への投資の種類

平成 27 年 12 月から始まったストレスチェック義務化、働き方改革の気運、世の中の健康志向の高まりなどに伴い、社員の健康に対する投資をすることは経営判断の重要な要素となりつつあります。健康への投資にはどんな種類があって、どのくらいの費用がかかるか、またその投資に対してどのようなリターンが見込めるかを整理してみましょう。

社会保険労務士法人 未来経営より

03 | お問い合わせについて

04 | 近況報告

平成 29 年度 最低賃金の改定予定

前年に引き続き大幅な最低賃金アップが予定されています。直前になって対応に追われることのないよう、人件費負担増加を試算するなど準備をしておきましょう。

はじめに

毎年 10 月～11 月は最低賃金の改定時期です。ここ数年は 10 円を越す極端な上昇をしており、今年も大幅なアップが予定されています。以下、改定の予定と、最低賃金計算方法について紹介します。

改定の予定

今回の最低賃金改定により、大幅に上昇する予定です。都道府県ごとの予定額は以下の表の通りです。

ランク	都道府県	引き上げ 予定額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22 円

最低賃金をクリアするラインはどこか

最低賃金は時給で定められているので、時給者の場合はそのまま時給比較をすればクリアしているかどうかわかります。日給や月給で払う場合は、時給に換算して最低賃金額と比較する必要があります。比較のためには(1)所定労働時間と(2)対象となる賃金を正しく計算する必要があります。

(1) 所定労働時間

1 日 8 時間、週 40 時間(一部 44 時間)の「法定労働時間=所定労働時間」の場合は、年間の労働時間から月当たり

の平均を出して計算します。

例：週 40 時間×年間 52 週÷12 ヶ月=173 時間

法定労働時間より短い所定労働時間を定めている会社の場合は、月間の所定労働時間も少なくなります。週 35 時間の場合を見てみましょう。

週 35 時間×年間 52 週÷12 ヶ月=151 時間

(2) 対象となる賃金

月給者などの最低賃金の計算の際、基本給に「合算する手当」と「合算してはいけない手当」があります。

合算して 良いもの	役職手当、職務手当など
合算しては いけないもの	臨時に支払われる賃金/1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)/ 残業手当・休日手当など/精皆勤手当、 通勤手当および家族手当

最低賃金と労働市場の関係

最低賃金が 20 円上昇すると、最低賃金ギリギリの月給者の給与を 3,000 円以上、上げなければなりません。他の社員との公平性を考えると全員の給与をベースアップせざるを得ない場合もあるでしょう。

一方で、昨今の労働市場の「売り手市場化」により、そもそも最低賃金ギリギリでは応募が少なく、止むを得ず募集の賃金をすでに上げている企業も多く見受けられます。

今後どのように人材の価値を考えるかが経営における課題になってくるのはいうまでもありません。

社員の健康への投資の種類

社員の健康を気遣うことは企業としてのこれからの重要な取り組み事項です。健康投資にどのような種類があるかを紹介します。

はじめに

平成 27 年 12 月から始まったストレスチェック義務化、働き方改革の気運、世の中の健康志向の高まりなどに伴い、社員の健康に対する投資をすることは経営判断の重要な要素となりつつあります。健康への投資にはどんな種類があって、どのくらいの費用がかかるか、またその投資に対してどのようなリターンが見込めるかを整理してみましよう。

健康への投資のパターン

社員の健康への投資は、次のようなパターンがあります。

1. 福利厚生として費用をかけて行うもの
2. 手当を支給するもの
3. 労働時間に働きかけるもの

経営目標に近づくためのリターンを最大化するよう、これらの健康投資を組み合わせることを考えましょう。

福利厚生として費用をかけて行うもの

法定の一般健康診断、脳ドックや婦人科系の検診などのオプション検診、医師ストレスチェック面談などの「健康異常を発見するもの」のほか、バランスのとれた食事（社食）を提供する、昼寝を推奨するために仮眠スペースを用意するなど「食生活や睡眠に働きかける」方法もあります。

種類	目的	見込める効果
健康診断 ストレスチェック	健康異常の 早期発見	・重病による社員の離脱予防 ・社員を健康に気遣う会社の 姿勢表明
社食	食生活の 改善	・成人病予防、体質改善 ・食堂での社員同士の交流
睡眠スペース	良質な睡眠	・集中力の向上 ・睡眠不足の解消

手当を支給するもの

健康推進のための行動に対する手当を支給することで、健康行動を促進するという方法もあります。アイデア次第でいろいろな切り口の手当ができます。実例の効果も調べつつ創設を検討してみましよう。

種類	内容	手当の目安
禁煙手当	禁煙したら一定の手当を支給する/「非喫煙者」を昇進条件にするなど	3,000 円～ 10,000 円
自転車手当	自転車通勤者に対して一定の手当を支給する	3,000 円～ 10,000 円
早朝手当	7 時～8 時の勤務に対して残業の割増率をあげる	割増率 25%～50%

労働時間に働きかけるもの

長時間労働が健康に悪影響を及ぼす可能性を考え、強制的に労働時間を短くするというアプローチもあります。ノー残業デーを設定したり、警備保障会社と契約して施設時間を早めたりするという環境に直接働きかける方法のほか、不採算で時間ばかりかかる仕事の受注を止めるなどの間接的な取り組みも考えられます。

種類	目的	効果
ノー残業デー/警備保障会社と契約	強制的に退社時間を早める	家族との良好な関係構築と長時間労働の軽減
取引先の選定	時間あたりの生産性の低い業務を止めて残業時間の削減をする	
管理者・上司の残業禁止	帰りにくい社風を改める	

投資と社員のパフォーマンスの維持・向上を考えながら具体的な取り組みをしていきましょう。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今回の労務の達人はいかがでしたか？

次回も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人 未来経営	
代表	高山 正
所在地	〒390-0874 長野県松本市大手 4-6-4
営業時間	平日 8:30~17:30
電話	0263-32-2002
FAX	0263-32-7684
メール	info-sr@mirai-keiei.net

スタッフよりあいさつ

こんにちは、未来経営の高山です。

仕事柄、本屋によく行きます。当事務所では、ビジネス書を毎月何冊か読むことが義務となっているからです。

丸善や宮脇書店など大型の書店でなくても、意外と TSUTAYA のような店舗の方が、話題の本が厳選され取り揃えられているため、むしろ失敗は少ないような気がします。

TSUTAYA のようなチェーンストアでも、それぞれお店の陳列の仕方は違います。少ない品揃えとはいえ、店舗ごとに個性があるのです。おそらく担当者の好みが反映されているのでしょう。その相性が自分と合うお店は本を選びやすく、自然と足が向いてしまいます。

みなさんも、そんな視点から本屋巡りをしていても面白いかもしれませんね。

